

佐賀藩天保改革に関する一考察

木原, 溥幸
九州大学九州文化史研究施設

<https://doi.org/10.15017/7183390>

出版情報 : 九州文化史研究所紀要. 31, pp.299-341, 1986-03-25. Kyushu Bunkashi Kenkyusho, Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

佐賀藩大保改革に関する一考察

木 原 溥 幸

目 次

はじめに

一 改革の開始

二 軍事体制への志向

三 在任代官体制の強化

結びにかえて

はじめに

幕末期における佐賀藩の藩政改革を規定する重要な政策として、天保一三年の「加地子猶予令」以後、嘉永四年の再猶予令、文久元年の「上支配・分給令」と続くいわゆる「均田制度」が取り上げられていることは周知のところである。「均田制度」を始めて本格的に研究した小野武夫氏は、小作人の保護策であるが、農村再建を通じて藩財政の負担力を増加させようとすることを基調とした、と位置づけた。¹⁾以後幕末期の佐賀藩を性格づけるものとして扱われ、戦後井上清氏は「封建制の経済的基盤としての隷農制の再強化」であると指摘した。²⁾

これに対して藤野保氏は、「均田制度」が佐賀藩幕末藩政改革の中心的課題であったかどうか、「均田制度」以外の佐賀藩大保改革に関する一考察

諸政策の実証的・具体的検討が必要ではないかとの問題提起をしたが、その後芝原拓自氏は幕末維新期の佐賀藩の動向を、藩政・藩財政・農村などを踏まえて始めて総合的に把握・追求し、幕末期佐賀藩史研究を一大飛躍させた。しかし幕末期佐賀藩の性格を規定する重要な要素として、「均田制度」が重視されており、その評価も井上清氏の説を踏襲し、地主制の否定に基づく本百姓の創出、隷農制支配の強化であるとした。^③

かかる「均田制度」の評価に対して山田龍雄氏は、農村の実態から考えると必ずしも地主制の全面的否定にないかと、疑問を提起していた。^④ かつて、加地子猶予令と上支配・分給令を連続したものとみ猶予令をさらに徹底させたのが分給令であることについて、両者を分けて独自に検討しなければならぬのではないかと述べたことがある。^⑤ そして天保一三年の加地子猶予令は、当時の佐賀藩農村では貧窮分解のみではなく富農層ともいべき商品生産に従事する村方地主が存在していること、天保期佐賀藩農政の中心は商品経済の農村浸透を排除するという「農商分離」にあること、加地子猶予令が全蔵入地で一斉に実施されたのではなく加地子受納が行なわれている地域があることから、負債に苦しむ農民の救済にその目的があったのであり、天保期における佐賀藩農政は、農商分離政策に基づいて商品経済の浸透により農業経営を破壊されていきつつある農民の土地緊縛が中心的課題ではなかったかと指摘した。^⑥

芝原氏は天保期佐賀藩の藩政改革を分析するに際しては、権力機構や藩財政のありかたなどをも問題としていたのであって、加地子猶予令のみを取り上げるのではなく天保期の諸政策の検討を通じて佐賀藩天保改革を考えているとする新しい分析方法であったが、結局は先述のように「均田制度」を重視することになっている。加地子猶予令の性格や位置づけを明らかにするためには、天保期藩政改革の実証的・具体的検討を通じてその実態を明らかにする必要がある、その上で総合的に改革の性格を検討することが重要な課題であると考える。^⑦

と改革派の形成、長崎警備の担当からくる軍事体制のありかた。在任代官による農村支配の強化、に焦点を絞って分析を加え、佐賀藩天保改革の意義について検討してみたい。

【註】

- (1) 『旧佐賀藩の均田制度』二八〇ページ（昭和三年）。
- (2) 『日本現代史Ⅰ 明治維新』九六ページ（昭和二六年）。
- (3) 「佐賀藩」『明治維新史研究講座』第二卷所収（昭和三年）。
- (4) 「改革派支配体制の歴史的性格」『明治維新の権力基盤』所収（昭和四〇年）。
- (5) 「佐賀藩均田制度に関する覚書」『九州文化史研究所創立二十五周年記念論文集』所収（昭和三六年）。
- (6) 拙稿「幕末維新时期佐賀藩の問題点—芝原拓自氏の近業に寄せて—」『九州史学』第三六号（昭和四一年）。
- (7) 拙稿「佐賀藩天保改革の問題点」『史淵』第百輯（昭和四三年）。
- (8) 拙稿「佐賀藩の天保改革」『春川大学教育学部研究報告』第一部第三〇号（昭和四六年）。

一 改革の開始

天保元年二月に鍋島直正は一七才で佐賀藩を襲封した。これより以前文政六年に御側の年寄役有田権之允は藩政の中枢機関である請役所と藩財政を扱う相統方を御側引請とし、これまでの佐賀藩行政の基本となっていた請役所（藩政府）と御側の区分を否定し、藩政の実権を握ったが、のち藩財政とは別途会計で御側に属し軍事機密費・非常費を取り扱う懸視方での不正使用が明らかとなって、有田権之允らは切腹を命じられた。¹ また文政八年頃から当時の藩主鍋島齊直は藩政は家老に一任するようになり、このため藩主の年寄役・側目付らは藩政府との関係を絶って藩政へ関与せず、世子（のちの鍋島直正）付の年寄役などが家老らの藩政の相談に与っている状態であった。² かかる藩政上の混乱

を克服して藩財政の危機的状况を乗り切るために、藩主交代による藩政の刷新が必要であった。

当時の佐賀藩の財政状況を文政一二年五月に仕組所が策定した「吟味書」³⁾からみてみよう。「先年来御永統御仕組之儀も度々御取懸相成候得共、御無借之楯ニテ剩御取箇丈を以御遺古之儀不行届、年増御借財相高、其上近年大御臨時之筋打統彼是之打置ニ而、御家未嘗有之御深借ニ被相及、寂早公務之筋をも不被相任程之御行迫と相成候」というのが藩財政の実情であった。その原因は文化五年のフェルトン号事件に伴う長崎警備費の増大、文化八年に隣領久留米藩と筑後川の漁場境界争いが起り同一三年に幕府へ両藩は訴え出て結局文政二年に結着したがこれに要した費用、また文政八年の世子直正の幕府の將軍家齊の女盛姫との婚儀による江戸桜田藩邸での遺料の増加などであり、「御取箇之分ハ皆以江戸方ニ相潰候事ニ成立候得共、御番方を始御国役一切何を以可被相整哉」と、年貢収納はすべて江戸方費用に使われてしまうという有様であった。そしてこの財政難解決のため次のような方法をとることをいつている。

- 先以可成丈之御減略江戸方被御手を付、右残丈を以て諸般御割合相成候楯組ニ御取計無之而相叶間敷哉、
- 公儀御拝借之廉々五ヶ年御猶予之儀御願取相成居候処、今明年迄御年限相満申儀候得共、御達通五ヶ年分ノ御納方一同御返納無之而不叶儀候得共、……今又五ヶ年御猶予之儀被仰叶候御決定被相付方ニ而ハ有之間敷哉、
- 自余御借財一通之儀も五ヶ年御平断相成居候末、当暮迄過半年限相満候処、無何と被差置候而者、自然公訴等相被候御申訳も相立兼可申哉ニ付、是又乍御無理今又五ヶ年御平断相成方ニ而ハ有之間敷哉、
- 勝手方（江戸）御遺料之儀壹万式千両之御目安前ニ候処、四千九百六拾両御入増相成候見渡之由、何卒壹万式千両丈之割合を以、御賄之義御引請相成候様御取計之道者有之間敷哉、
- 諸物産共渡滯凡壹万八千両程も有之、右者何れと歎被御手を付候半而不叶儀候得共、……御借銀同様五ヶ年之間御平断相成外有之間敷哉、

○ 御臨時之御備一向無之、右も江戸方始当時之御振合ニ而者、年々不少御入方も可有之候得共、何程歎之御備者被成置

第1表 江戸・大坂遺料（文政11年頃）

江戸	
金 21,000両	勝手方遺料(若殿様遺料9,000両入テ)
15,380	地方遺料1,000貫目代
15,000	諸臨時諸借銀其外取鎮用(御子様方廻金等 迄入テ)
4,160	住居向入増
3,820	若殿様遺料入増
5,970	地方遺料入増
1,380	臨時ノ筋入増
6,000	諸借銀取鎮用入増
計 72,710両	代米105,000石余(1石=銀45匁替)
大坂	
金 10,000両	代米14,400石余(1石=銀45匁替)
合米119,400石余	
内米110,000石 取納前高(切米高40,000石引残)	
不足米9,400石	

「吟味書」より

第2表 江戸・大坂削減遺料高

江戸	
金 21,000両	勝手方遺料(若殿様遺料9,000両入テ)
15,380	地方遺料 1,000貫目代
10,000	諸臨時諸借銀其外取鎮用・御子様方廻金 等入テ15,000両ノ内5,000両相減ゼラルニシテ
計 46,380両	代米66,990石余
大坂	
金 5,000 代米7,200石	10,000両入方ノ半高相減ゼラルニシテ
合米74,190石余	
内米110,000 取納高ノ内切米渡引	
残米35,810石 国方諸遺料=当ル	

「吟味書」より

候半而不叶儀勿論ニ候得共、……無余儀臨時之筋者被御引離、勸化講御益銀を始増俵錢其外臨時現銀御取入之筋等を以被相弁、不足ニ候所者何れ共別段之御仕法被相付候通御決定相成外有之間敷哉、

江戸方の諸遺料の削減、公儀拝借・諸借銀・諸物屋渡滞の五ヶ年間支払猶予、臨時費の備えなどがその内容である。

当時の江戸・大坂の遺料の概数は第1表のとおりである。江戸は米一〇万五〇〇〇石余・大坂は一万四四〇〇石余で遺料は計米一一万九四〇〇石余となっており、藩財政の米収入は一五万石で家中切米減四万石を除いた一一万石が藩財政の財源であるので、江戸・大坂だけですぐに米九四〇〇石の不足となり、藩地での諸遺料の財源は全くないと

いう状況であった。このため江戸・大坂の遺料の削減が必要であり、削減した遺料高として考えられたのが第2表である。江戸は米三万八〇〇〇石余、大坂は七〇〇〇石余が減らされて遺料は米七万四一九〇石余となり、藩財政の財源一一万石のうち三万五八一〇石が残ることになり、これを藩地での諸遺料に当てることになっている。以上の「吟味書」の検討から分かるように、藩財政難の大きな原因は江戸藩邸での遺料の膨張にあったのである。

新藩主鍋島直正襲封時の天保元年の佐賀藩財政は、藩財政収入に本年貢収入はわずかに一二パーセントしか占めておらず、これに対し諸借銀が七三パーセントを占めるというように、全く破滅的な財政状況にあった。そして「御相続向年来大御物入打重、惣而取箇と諸筋御遣出不鈞合有之、度々御取締御仕組被相立候而も様々被弛立、御遣合不御行届、如形及御大借、至只今候而者御新借之道も差塞、旅地方共更に一步之御運も不被相叶、就中江戸方之儀最早速極之御詰合と相成居候得者、何時御不興出来之程も難計、恐怖至極之儀候」というように、借銀すらその途がとぎされておられ、江戸藩邸の財政難は極限に達していた。

佐賀に入った直後の天保元年五月に、新藩主鍋島直正は新しく藩政の最高責任者たる請役に任ぜられた鍋島十左衛門に「勝手向従来差支の上、近年廉々の大札、其他臨時物入引続き江戸表の公私の用過分相嵩み、当今に至り必至と差迫り、国家立行き難き趣承知せしめ、当惑痛心至極に候」と述べ、これからの藩財政再建のため「専ら質素儉約を用ひ、蔵人物成にて連続候様」との方針を出した。「蔵人物成にて連続」という本年貢収入による藩財政の維持は、これより以前からも佐賀藩の財政運営の基本的理念として掲げられていたが、天保元年以降もこの方針の実現をめざし、儉約政治の徹底による緊縮財政を実施していった。

天保元年一〇月7から「可成丈者古格被相復方端厳格相整候半而不叶」との方針で儉約のための調査が始まり、翌月には前藩主斉直の遺料が八〇〇〇石から六五〇〇石へ削減され、天保二年からは文政七年に始まった「御一門様其外御付届之断」つまり「江戸其他諸家への交際贈答」の停止をさらに天保六年まで五年間延長することにした。そして参

勤料銀一三三〇貫、盛姫住居向遺料其外銀六〇貫、計一三八〇貫は、銀一二六〇貫と金一〇〇〇両で「御側引請」とすることになった。¹¹これは「江戸之儀ハ上々様御遺料公辺御勤向其外専御入用勝有之、其外御側御遺料等外向ヲ押而減略相成兼候訳ニ而、是迄之処諸事一貫仕兼候」、つまり藩政府では江戸藩邸を始めとする御側遺料の削減ができないとの理由から、天保二年の「參勤方江戸方其外側向相懸候遺料一通」を「御側引請」とし、御側遺料の「一際減略之仕組」を行おうとしたものであった。¹²

天保三年六月に、「御側引請」となった御側遺料の削減を実施するため、この年から五年間「安永子丑文化亥年之御仕組」に拠って「御衣裳御膳方格別被付御手、御側諸役御遺料当介等迄、格別之省略御仕組」を立てることにし「御側仕組所」でその内容を検討することにした。¹³御側仕組所はこの六月始めに設置されたらしく、賄頭を責任者とし、進物役小姓頭、駕籠心遣などが協議した。¹⁴「安永子丑」とは第八代藩主鍋島治茂の安永九年から以後七カ年間の徹底した儉約政治のことで、「文化亥」とは前年の文化一一年に大坂の借銀が銀約二万一〇〇〇貫、米筈三〇万石に上ったことに対する緊縮政策のことと思われる。¹⁵そして同年一月にまず去年秋の參勤料が御側引請高では不足したため、參勤交代の随員のうち八一名(金一三〇両余)が削減された。¹⁶次いで御側引請の遺料が決められ、江戸は金三万三七〇〇両余、參勤料は銀一三〇〇貫、国方御側諸役所は銀一二貫七九〇匁となり、臨時遺料は金二五〇両までは御側引請高の中で賄うがそれを超える場合は別に藩政府から拠出することとなった。¹⁷

このような御側における「一際之省略」の結果天保七年暮には、天保三年御側引請以来遺残が銀二六〇貫九〇匁余、參勤方(天保四・五)遺料が銀四七貫五二〇匁余、計三〇七貫六一〇匁余の「余銀」があり、このうち金一〇〇〇両が懸硯方へ納められており、御側での緊縮政策の効果はある程度上ったと思われる。¹⁸

一方藩政府では天保三年九月に「是迄役人御用向を本ニ御入用銀被相定儀候得共、以来著此節被相定候銀米丈を台鉢ニ御用相整」えること、つまり必要な遺料にに応じて支出するのではなく今回決定した支出額の範囲内で必要な経

費を賄うことにしている。¹⁹この年に藩政府の遺料が削減されているが、さらに当時相続方の管轄下にあった仕組所を独立させ、この仕組所に請役相談役（請役の補佐役）三人を兼任させ、仕組所付役を請役所・相続方から出して四、五人置き、御側からも年寄役・側頭が必要に応じて出勤することが決められている。²⁰新藩主が入部して二年後に藩政府においては仕組所を中心として本格的に緊縮財政の実現に取り組もうとしているのがわかる。²¹

翌天保四年になると、「時勢之変化ニ而公辺御動向直々相見余程相増居候付」として、御側で行われている「安永子丑仕組」では実情に合っていないところがあるので、「古格旧例等ニ不被相拘、御国家御創業之楯を以、御内外共御取箇御相応之御仕成ニ被相替、仮令公辺他邦ニ相懸候筋たり共可成丈者御作略相付、是非此場被御踏留、御有米御遺合之御規定永末不相動、嚴重ニ押立候様」と、「安永子丑仕組」を基準とせずに一層の「作略」を行うことにし、年限を五年から七年に延長した。²²これは従来になかった厳しい節儉政治を行おうとしていることを示している。なお引用史料に「御有米御遺合」の言葉があるが、これは先述した「蔵人物成ニ而連続」と同義であり、年貢とその他の米収入によって藩財政を維持しようということである。藩政府・御側で協議した結果、以前から緊縮政治の実施を命じられながら「長崎御番方御手配増」やその他臨時の支出によって十分にその成果をあげることができない上に、当時は「定式遺料」は増加し「公辺御動向」も多くなっており、天保四年には借銀返済を行わないことにしても、米一万七六四〇石、銀一六一七貫五〇〇匁が不足するため、新たに計画した「作略御目安」を立て天保四・五年の二年間にわたって実施すると天保六年の秋には不足米銀を解消することができる、との方針を出している。しかし臨時の遺料は「作略御目安」には計上されておらず、臨時遺料の財源の確保が必要とされている。²³このように藩財政は天保元年以来の緊縮財政実現の方針にもかかわらず、十分な成果を上げることができなかった。

なお臨時の遺料に関しては、天保二年に臨時遺料は物成以外の収入を充てることにし、臨時方を設けて商業統制による冥加銀などを徴収しそれを財源とすることにしている。²⁴先述した「吟味書」では臨時支出は勸化講益銀や増

俵銭などを充るよう提言していた。財源は異なるがこの方針が具体化されたものといえよう。天保四年当時臨時方がどうなっていたのか明らかでない。

以上、文政末から天保初期にかけての藩財政の状況について述べてきたが、ではこのころの藩政の主導者はどのような性格のものたちであったかという点、新藩主鍋島直正襲封後の天保元年一〇月の藩政府担当者は、藩政の最高責任者たる請役や請役惣心遣が襲封前と同じ人物であり、新藩主の側近層は牟田口藤右衛門のみが天保二年に入って御側頭に任せられた程度で、前藩主時代と藩政担当者は大きく変わるところはなかった。その後請役相談役（請役の補佐役）などに新任者が登用されているが、天保五年頃の政府の主要人物は多くが知行高六二五石（物成二五〇石）の上級家臣に属する着座から家老クラスであり、依然として門閥層が藩政の中枢を掌握しており、改革派グループの人物はまだ見当らない。天保三年に借銀調達のため大坂へ相続方相談役・蔵方頭人の中野神右衛門らが出かけ、相続方頭人の大坂出張を要請してきた時に前藩主斉直に伺いを出しているように、藩政の実権はなお前藩主にあった。但し同年八月に「重立候を御相談」つまり重要事項のみを前藩主に相談することになっており、新藩主の権限が拡大しているようであるが、最終的な藩政の実権は前藩主にあったことはいまでもない。

天保五年九月に「市中之儀怠惰奢侈之弊習を改、遊民絶而無之、工商之もの共銘々其業を励、一統法令を守」るとの方針の下に、佐賀城下市中の改革が取り上げられているが、同年十一月に最上級家臣たる親類・親類同格・家老らへ「襲封以来国家興隆之事再三申置、卿等も心を相寄事而候得共、入国以来既ニ五年ニ及候ニ而、弊政至多、夙夜劳苦ニ存候」といっているように、入部以来五年経っても藩政革新の実を十分に上げることができないのが実情であった。このため「卿等ハ国家之大任持前之事候得者、勤休之無差別、各々平生生存寄之程可被申聞候」と、最上級家臣へ藩主への協力を改めて要請し、藩政刷新を実現させようとしている。

天保六年五月に佐賀城二ノ丸が焼失した。この事態に際し「非常格別の仕組」を行うことにし、焼失から六日後に佐賀藩天保改革に関する一考察

藩主直正の庶兄で親類同格の須古領主鍋島安房が鍋島監物に代って請役となった。³⁶ 鍋島安房は以後安政末まで請役の地位にあって藩政を主導した。そして六月に入ると井内伝右衛門を請役相談役格、中村彦之允を相続方相談役格に抜擢するとともに、³⁷ 請役相談役成富十右衛門・岡部造酒、相続方相談役岡部李之助・大木主計を罷免した。³⁸ ここに請役所付役田中半右衛門、のち町代官となった池田半九郎も合わせて、鍋島安房を中心として藩政府において改革グループが藩政の中枢に進出した。御側においてもこの六月に年寄役古賀藤馬、側頭牟田口藤右衛門が藩校弘道館の「教導方心遣」、奥小姓永山十兵衛が学館教諭役を兼ねることになり、改革派グループが藩校弘道館の実権を握った。³⁹ そして「文武御勤人才御取立者格別之儀⁴⁰」⁴¹、段々被仰出候御趣意屹度行届候半而不叶⁴²」として狩方・鷹方遺料から米七〇石を以後三年間弘道館の遺料に廻しているが、⁴³ 門閥体制の打破を指す人材の育成は、改革方針を徹底させるためにも必要であり、藩政弘道館が重視されねばならなかった。

第3表は天保改革グループをまとめたものであるが、請役の鍋島安房を除いていずれも着座より下の階層であり、これまで藩政の実権を握っていた門閥層に代って、中堅家臣層が藩政の中枢に進出しているのを確認できる。二ノ丸焼失を契機として天保六年六月に鍋島安房を中心とする藩政府・御側の改革派が藩政の実権を握ったが、この時以後佐賀藩天保改革が始まったといえよう。のち天保六年末には江戸で藩政への発言権を保持していた前藩主斉直への藩政の重要事項に関する上申が廃止され、⁴⁴ 名実ともに藩政の全権は新藩主の掌握するところとなった。

二ノ丸焼失から一月も経たない六月六日に「今度格外之御仕組」として、御側の年寄役・側頭を始め、側役数十人を削減しており、以後藩政府でも請役相談役・相続方相談役らの削減を行い、藩政府・御側合わせて四二〇人余の役人が減らされた。⁴⁵ これは当時の全役人のほぼ三分の一にあたる「前代末聞の大淘汰」であった。⁴⁶ また参勤交代の随員を一〇〇人減らし、⁴⁷ 諸役所の遺料も三割減らすことが決められた。⁴⁸ ここに財政緊縮とともに行政機構の簡素化・集中化が行われているのがわかる。

第3表 天保改革派一覧

人 名	知行高	物 成 高	職 歴 () は任命年月を示す
藩 政 府			
鍋島安房	11,000石	3,300石	請役差次(天保1.9), 請役所日勤(天保2.2), 請役(天保6.5)
池田半九郎	500	200	目付(天保5.11), 町代官・寺社方(天保8.6), 請役相談役・着座召成(天保13.10)
井内伝右衛門	500	200 (内加米150)	学館助教授(文政10.1), 側役(文政10.5), 相統方・蔵方付役(天保3.1), 請役相談役格・学館教授(天保6.6), 請役相談役・着座召成(天保11.5)
田中半右衛門	(不明)	110.4 (内加米12)	目付(天保4.11), 請役所付役(天保6.4), 請役相談役格(天保13.11)
中村彦之允	100	切米 40 (内加米10)	相統方相談役格(天保6.6), 請役相談役格・蔵方頭人立会(天保8.7), 天保13年5月罷免, <請役相談役格(嘉永1年現在)>
御 側			
古賀藤馬	195	78	年寄相談役(天保1.10), 年寄役・着座召成(天保5.5)
牟田口藤右衛門	500	200 (内加米125)	側頭(天保2.2), 側目付(天保3.7), 側頭(天保7年現在), 請役相談役格(天保12.7)
永山十兵衛	(不明)	86.25	側目付(天保7.11), 目付方出勤(天保12.7), 請役相談役格(天保13.5), 側頭・目付(天保14.6)
丹羽久佐衛門	(不明)	85 (内加米5)	皿山代官(天保9.8現在), 側目付(天保10.9), 蔵方頭人附役・蔵方諸事申談(天保13.5), 目付兼帯(天保13.8)

石高は「総着到」(弘化2)「分限着到」(嘉永4), 職歴は「地取」・「外様諸誓詞控」・「請役所并諸役所相達候書附控」・「井内南涯年譜抄録」より

一方江戸においても、「江戸表両御屋敷之儀も台躰之御仕成り被相替、爰許ニ准し御減略相成候半而不叶」と、その遺料の削減が取り上げられ、七月末には「江戸方御仕組」のために請役鍋島安房が出府することになり、相統方相談役松成万兵衛、請役相談役格井内伝右衛門が随行し、また御側から側頭牟田口藤右衛門も派遣された。⁽⁴⁷⁾この時大坂で「御借財御片付」・「御遺料御減略」も合わせて取り扱うことになっている。⁽⁴⁸⁾そして天保六年秋からは「旅地方共一切格外之御省略」を実施することにした。⁽⁴⁹⁾その内容は「御連枝方御廻金を始、役々御当介其外万端共三ヶ年之間式部減桶」つまりこれまでの遺料等の三年間一割削減であった。⁽⁵⁰⁾『公伝』はこの時の江戸邸のことを、「仕組所を開かれ、内外諸役を合して大省減の事を議し、諸費目凡て十が二を減ずる標準を立て、而して過半は著手の運びに至れり」といっている。⁽⁵¹⁾

このように二ノ丸焼失を好機として改革派は藩政の実権を握り、役人削減、遺料減少、江戸屋敷遺料削減へ積極的に取り組み始めている。しかし藩政全般にわたっての改革はなかなか実施されなかつたらしく、天保七年六月に藩主直正は鍋島安房へ、「則今方役々猶又令憤発、急度仕組相立、軍国之備者勿論、家中文武を始市中郷村之教導等綿密ニ行届、従来之宿弊致一変、百廢共ニ挙り一刻も我等趣意行届、上下致安心候様」との、藩政刷新を督促する書付を渡している。

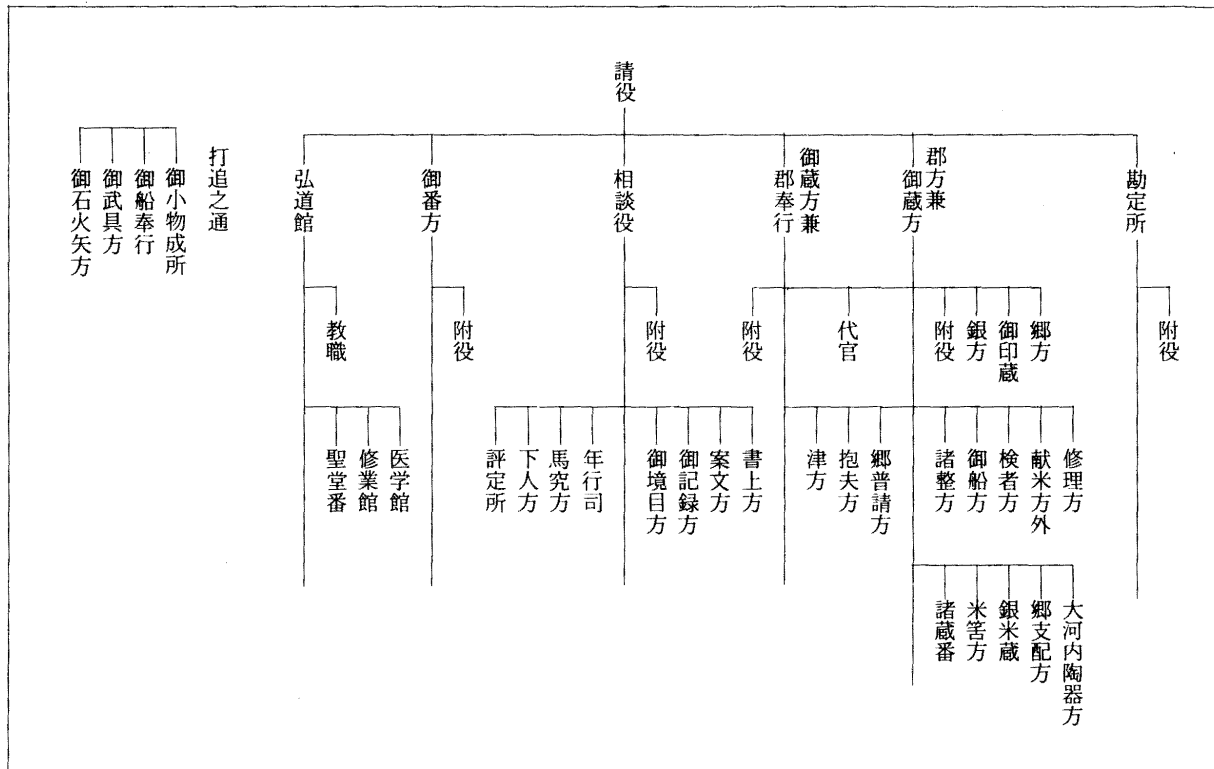
この年の暮に「代始以来政雜更張之儀、追々申聞置、孰も骨折候付、諸般先年ニ比候得者少者宜方ニ有之哉」と藩政改革の成果をある程度認めながらも、「国家之基本相立、教化行れ候場ニ者遙ニ程遠事」であるとし、「改而役局相開、習俗之見識を捨、国家之基本相立、教化行れ古昔之美俗ニ復し候道筋、講求施行せしめ候様、……是迄在来之役局と違ひ専ら経国之基本講求せしむる事」にした。⁽⁵²⁾この「改而役局相開」いたのが仕組所である。仕組所は文政末にすでに存在しており、天保三年にそれまで相統方の管轄下にあった仕組所を独立させ、「御政雜共に一貫に取計へし」とした。⁽⁵³⁾そして請役相談役や年寄役・御側頭も仕組所へ出仕させ、また仕組所に付役を置くことにしており、本格的な緊縮財政の

組所付役になっており、これまでは「瑣細之義迄も吟味」してきたが今後は「本源大樞之所々重々遂吟味」ることにより、藩政府と御側の合同の下に藩政の基本的方針を審議するところとなった。そして請役相談役鍋島隼人・大塚頼母、相統方相談役成松万兵衛が仕組所への出仕を止められ、以後仕組所は請役鍋島安房、請役相談役格井内伝右衛門、相統方相談役格中村彦之允、側頭牟田口藤右衛門、側目付永山十兵衛ら改革派を中心として運営されることになった。⁽⁵⁹⁾ここに改革政策の立案・決定にあたる仕組所の主導権を改革派が握ったのであり、藩政の実権を掌握した姿を確認できよう。

改革派は権力掌握を強固なものにし、藩政改革も強力に実行しうる体制をつくるために、行政機構の改革を行った。先述のように二ノ丸焼失直後に役人の大削減によって行政機構の簡素化・集中化を計ったが、天保八年に入って「御家中始御国中已下々々迄、御教化相届御政雑共永末不相動御基本屹度相立」るため、「御政雑其外役々々只今通相離居、手々ニ取計候通⁽⁶⁰⁾而者、御趣意連続不致、御費も不少候得者、大本者一役所ニ被相寄、配下之役々者一筋直ニ差図を受候様有之候半者、諸事共迅速ニ相届、御用弁者勿論御入費も相減可申」として、「寄役」を行って、分散的な行政機構を改めようとしている。⁽⁶¹⁾第4表は寄役の計画内容である。請役所を「大本」の役所とし請役の下に集中的な行政機構をつくり上げようとしている。

この方針の下に相統方は廃止され、相統方で従来取り扱ってきた職掌は請役所で扱うことにし、請役所内に目安方を設けた。この目安方には請役付役・銀方役・蔵方付役が兼任することになり、「根元御取箇御都合を始、旅地方大一鉢之御運杯、其外雑務ニ相掛候筋一偏ニ取扱」、「目安方之義銀米出入を始、雑務一偏之取扱相成」ことにした。⁽⁶²⁾ここに藩財政の職掌も請役の管轄下に入り、目安方がその実務を担当することになった。ただし第4表中の請役に属する役

第4表 天保8年行政機構の改編



「請御意」(天保8)より

またこの時「郷内諸手配向を始、郷普請其外」を取り扱っていた蔵方が、「臨時御入用筋、又者新規御手当向其外重キ事柄、時々請役所達出、御指図之上取計相成候様」と、請役所との関係を強めることになり、蔵方頭人は請役相談役の兼任と決まった⁶³⁾。そして請役相談役の成松万兵衛が蔵方頭人、請役相談役格中村彦之允が蔵方頭人立合口を兼ねた⁶⁴⁾。さらに天保九年には第4表中のように年行司・馬究方・下人方の請役所への寄役が行われている⁶⁵⁾。このように請役所を行政機構の中核に据え、藩財政を扱う目安方を請役所の管轄にし、また農村支配・年貢収納などを扱う蔵方を請役所との緊密な連携の下に置き、さらに勘定所・番方・弘道館を請役の統轄下に入れることによって、請役を頂点とする中央集権的な行政機構をつくり上げていった。この集権的行政機構の確立の下で佐賀藩天保改革の具体的な政策が実施されていったのである。

【註】

- (1) 『鍋島直正公伝』第一編三三九～三四五ページ。以下『鍋島直正公伝』は『公伝』と記す。
- (2) 『公伝』第一編三八二ページ。
- (3) 佐賀大学附属図書館蔵小城文庫。
- (4) 拙稿「佐賀藩の天保改革」(『香川大学教育学部研究報告』第一部三〇号)。
- (5) 佐賀県立図書館蔵鍋島文庫「直正公御年譜地取」天保元年一〇月一五日条。以下「直正公御年譜地取」は「地取」と記す。なを以後断わらない限り史料は鍋島文庫である。
- (6) 『公伝』第二編九ページ。
- (7) 佐賀藩の年度はその年の一〇月から翌年の九月までである。
- (8) 「地取」天保元年一〇月一三日条。
- (9) 「地取」天保元年一二月条。

佐賀藩天保改革に関する一考察

(10) 『公伝』第二編四〇ページ。

(11) 「地取」天保二年七月二三日条。

(12) 「地取」天保二年九月二一日条、同一二月二〇日条。

(13) 「地取」天保三年六月二〇日条。

(14) 『公伝』第二編八三ページ。

(15) 『公伝』第一編二四三ページ。なを米管とは佐賀藩で発行した米切手のことである。

(16) 前掲拙稿「天保改革」。翌天保四年は計一〇人が削減された。

(17) 「地取」天保三年一月一三日条。

(18) 「地取」天保七年二月三日条。

(19) 「地取」天保三年九月二七日条。

(20) 右同。

(21) 天保四年には仕組所頭人に当時相統方頭人の鍋島主水が兼任を命じられている（「地取」天保四年三月三日条）。

(22) 「地取」天保四年六月二一日条。

(23) 右同。

(24) 前掲拙稿「天保改革」。

(25) 『公伝』第二編二六ページ。

(26) 『公伝』第二編四五ページ。

(27) 『公伝』第二編四六ページ。

(28) 前掲拙稿「天保改革」。

(29) 「地取」天保三年三月九日条。

(30) 「地取」天保三年八月二六日条。

(31) 天保初期の改革派の動向については芝原拓自『明治維新の権力基盤』四三～四五ページに詳述されている。

(32) 「留書」天保五年九月条。

(33) 「留書」天保五年一月朔日条。なお親類は白石鍋島家・久保田村田家・川久保鍋島家・村田鍋島家の四家、親類同格に諫

早家・多久家・武雄鍋島家・須古鍋島家の四家、家老は六家である。

(34) 右同。

(35) 『公伝』第二編一九〇ページ。

(36) 「地取」天保六年五月一六日条。

(37) 「地取」天保六年六月四日条。なお請役相談役は着座(物成一五〇石)層が任ぜられるので、「格」がついているのは着座でないものが請役相談役になったからである。相統方相談役格も同様である。

(38) 「地取」天保六年六月二五日条。

(39) 前掲拙稿「天保改革」。

(40) 「地取」天保六年六月九日条。

(41) 『公伝』第二編三三七ページ。

(42) 「地取」天保六年六月二四日条。

(43) 『公伝』第二編二〇二ページ。

(44) 『公伝』第二編三一九ページ。

(45) 「地取」天保六年六月二四日条。

(46) 右同。

(47) 「地取」天保六年七月三日・二五日条。

(48) 「地取」天保六年六月三日条。

(49) 「請御意」(天保九年)。

(50) 「請御意」(天保一〇年)。なお期限後にはさらに三年間延長した。

(51) 第二編三三四～三三五ページ。

(52) 「地取」天保七年六月二日条。

(53) 「地取」天保七年二月二日条。

(54) 先述した文政二年の「吟味書」は仕組所で作成したものである。

(55) 「井内南涯年譜抄録」。

佐賀藩天保改革に関する一考察

佐賀藩天保改革に関する一考察

- (56) 「地取」天保三年九月二十七日条。
(57) 「地取」天保七年二月二十二日条。
(58) 「請御意」(天保八年)。
(59) 「地取」天保七年二月一日条。
(60) 「請御意」(天保八年)。
(61) 表中の郡奉行と郡代は同義である。佐賀藩では郡方は郡毎に置かれ、支藩主や親類・親類同格の大配分の私領主が任せられているので、請役所内に置かれることはない。ただしあとで「在住代官体制の強化」で述べるように代官の権限強化のため郡方を廃止し、請役所内に一つの郡方(郡奉行)を置こうとする方針が出されるが、これが表に記載されたものである。郡方廃止はこの時は実現しなかった。
(62) 「請御意」(天保八年)。
(63) 右同。
(64) 「地取」天保八年九月十九日条。
(65) 「請御意」(天保九年)。

二 軍事体制への志向

寛永一九年に佐賀藩は福岡藩と隔年交代による長崎警備を命じられ、長崎港の入口にあたる戸町と西泊の番所やこの両番所に置かれた三カ所の台場(これを内目台場という)を担当することになった。その後幕府は長崎港外の白崎・高鉾島・陰ノ尾・長刀岩の四カ所の台場(これを外目台場という)を築いた。この内目・外目七カ所の台場には四三挺の大砲が備えられていた。これらの長崎警備のほかに佐賀藩は野母崎半島に飛地があって、深堀鍋島氏六〇〇〇石の知行地が置かれており、また長崎港外の諸島がこの深堀領に含まれていたため、野母崎半島沿岸部や諸島においても防備体制をとる必要があった。

このように佐賀藩の長崎警備の内容としては、幕府に命じられた両番所や内目・外目台場の警備と自領の防備という二つの側面があったのであり、これら長崎警備に要する諸費用や家臣団の諸負担はかなりのものであったと思われるが、長崎警備を遂行することは幕藩体制下に位置づけられた佐賀藩の役割を果すことであり、そのことが佐賀藩体制を安泰に継続していく道であった。したがって佐賀藩は長崎警備にともなういわば臨戦体制を常に維持しておかねばならなかったのであり、他藩にくらべてより軍事的色彩を強くもっていたといえよう。しかしながら泰平の続く中で長崎警備体制も弛んでいったが、文化五年のフェートン号事件以後佐賀藩は長崎警備の強化に取り組み始める。だが長崎警備を中心とする軍事体制の強化が本格化していくのは天保期に入ってからである。^①

天保始めの長崎警備については天保二年に「長崎御番方大切之御動向ニ候処、御用意船等当時御手薄之様被聞召、：何れ之取計を以も御不束等無之様手当相成候様被仰出」と、長崎警備の充実が指示されている。また「御備立筋付而色々思召之儀被為在候得共、御入費ニも可相拘事故、当御時節柄ニ而早急ニ者御沙汰被遊兼候」と、「御備立筋」は藩軍事体制に早急に取り組むことはできないが備立役に「兵学等心掛厚」い人物を選ぶことにしている。^②しかし当時は藩財政難解決のため緊縮財政の実施が最大の課題であり、長崎警備や軍事力の強化にまで手が及ばないのが実情であった。^③

天保六年に藩主鍋島直正は親類の武雄領主鍋島十左衛門にオランダ野戦筒の木型も提出させており、洋式銃砲への関心を高めているが、天保八年には「唐紅毛持越品之内、是迄不有舐有用之武器類有之由被聞召、此御方御役局ニ而異邦之火術其外御心得無之而不相叶ニ付、実用相立候武器類御註文被成度被思召」と、オランダ・中国船が持ち渡ってきた「不有舐有用之武器」の購入を長崎奉行へ申し出ている。この前年に長崎砲台の筒打訓練が行われ、訓練が十分行き届いているとして石火矢方頭人が褒賞されているが、この頃から長崎警備強化が具体化され始めたといえる。つまり二ノ丸焼失という非常事態の中で藩権力を掌握した改革派が、天保改革を推進し始めたその時に、長崎警備・軍事

第5表 長崎仕組方の構成員

鍋島市佑	年寄役
鍋島隼人	年寄役
小山平五左衛門	年寄役
牟田口藤右衛門	側頭
深江八左衛門	側頭
永山十兵衛	側目付
丹羽久左衛門	側目付
永田諸嶺	備立役
横尾次郎左衛門	備立役
岡部奎之助	大目付
成松万兵衛	請役相談役・蔵方頭人
井内伝右衛門	請役相談役
中村彦之允	請役相談役格・蔵方立会役
高木権太夫	番方付役
朝倉徳太郎	番方付役

「地取」(天保11年5月21日条)より

力の強化の方向が出されていることに注意しなければならない。

天保八年末に侍・手明鐘の若手の中から「砲術其外武芸昇達之面々」を二三〇人選び、「台場筒請持」として一〇カ年間深堀領の小ヶ倉・土井ノ筒辺りに土着させるという方針が仕組所で決まったが、実際に具体化したのは天体一年から若干内容が変わっている。当番年の筒打を五〇人増員して両番所へ一八人ずつ、太田尾台場・陰ノ尾台場へ七人ずつ配置し、また当番非番にかかわらず五〇人を五カ年間香焼島・伊王島・沖ノ島のどこかへ土着させることにした(土着は翌一二年に香焼島で三年間と決まった)。また天保九年には「白帆注進之節仕組一通」が出され、長崎港に外国船がきた

場合に佐賀城下に住む藩士が迅速に出動できる体制を取ることにし、のち天保一二年には「長崎表異変」の際には諸組侍の中から約一〇〇名を選んで「迅速出張」を行うことにしている。¹⁰⁾

長崎警備について審議する「長崎仕組方」の構成員に天保一一年五月に藩政府の仕組所の重要メンバーの兼任が命じられている。第5表はこの時の構成員を示したものである。牟田口、永山・井内・中村・丹羽ら改革派が含まれており、藩政改革の重要事項として長崎警備体制の強化が取り上げられているといえよう。いま天保元年以降の長崎警備関係資料を示すと第6表のとおりである。偶数年は長崎警備の当番年、奇数年は非番年である。合計では天保六年

固

第6表 長崎警備関係遣料内訳

(但、貫・石以下は切捨。以後の表も同じ)

	合 計			深堀元ノ方遣料			長崎番所・深堀 島々諸抱御手 御用船組御手 舟子其外			長崎番所・深堀 台場・深堀 諸合力銀其 外			深堀兵糧 米其外 賃運	
	正銀	定銀	米	正銀	定銀	米	正銀	定銀	米	正銀	定銀	正銀	定銀	
天保1	貫 54	貫 115	石 2,632	貫 36	貫 103	石 2,156				貫 7	貫 476	貫 5	貫 5	貫 13
2	87	177	2,907	45	148	2,521				3	386	29	26	13
3	52	122	2,695	34	107	2,368				8	327	7	7	11
4	81	169	2,857	28	139	2,475				4	392	29	26	24
5	50	107	2,531	28	98	2,055				3	476	5	6	17
6	129	239	3,121	73	191	2,700				8	421	33	40	19
7	110	121	2,897	78	106	2,373	1	9	524	6	6	6	25	
8	95	219	3,241	49	184	2,860		4	381	32	31	14		
9	73	192	2,585	34	94	2,000	6	9	585	8	8	25		
10	107	235	3,123	54	191	2,502	2	10	621	36	35	15		
11	91	146	3,115	48	119	2,639	3	3	476	24	24	16		
12	128	244	4,185	67	193	3,644	5	10	541	37	41	19		
13	122	183	3,842	70	151	3,323	9	3	519	27	29	16		
14	197	257	4,128	100	203	3,520	13	14	608	40	40	44		
弘化1	239	227	4,250	137	180	3,636	19	4	614	44	43	39		
2	232	373	5,226	185	283	4,612	17	11	614	70	78	23		
3	263	250	4,484	165	219	3,931	10	3	553	27	28	61		
4	245	233	4,417	98	166	3,876	9	6	541	61	61	77		
嘉永1	196	202	4,855	113	170	4,294	16	5	562	27	27	40		
2	328	256	4,545	190	178	3,969	15	4	576	75	74	48		
3	208	180	4,374	125	143	3,779	23	11	595	26	26	34		
4	273	301	5,325	99	221	4,545	48	22	780	61	58	65		
5	272	239	4,063	145	184	3,484	11	6	579	51	49	65		
6	415	506	7,418	202	370	6,747	30	23	671	106	113	78		
安政1	342	379	6,957	171	291	6,331	24	7	626	78	81	69		
2	261	264	7,031	126	219	6,415	29	4	616	44	41	62		
3	※746	374	8,159	163	261	7,504	37	6	655	103	107	※443		
4	※829	347	7,334	197	237	6,746	32		588	110	110	※490		

※は大坂上米・江戸廻米運賃を含む。定銀は藩札のことであるといわれている。
「御物成米并銀御遣方大目安」より

以降当番年・非番年とも増加の傾向にあるが、天保六年九月に長崎居留の中国人が騒擾を起したので佐賀藩も藩兵を動員したために、それに要する支出があったからであり、実際には天保八年以後増加の傾向になると思われる。とくに天保一四年以後の増加は著しい。項目毎の内訳もほぼ同様な傾向を示している。

長崎警備と直接には関係しないが、佐賀藩兵の軍事力増強としての武器類の充実が天保一四年にはかられている。「日間御蔵諸与渡御武具修理新出来」を行うことになり、その「人工銀積合」は修理品が定銀三六貫三四七匁余、新出来品が定銀一〇七貫六四四匁余、計定銀一四三貫九一匁余となること¹²⁾が、武具方から報告されている。この計画のうち半分に当るものを一〇カ年間で行うことに一度決まったが、「大金之積高¹³⁾而、成丈御減之筋者相付候様無之而不相済¹⁴⁾識¹⁵⁾候得共、元来御品柄之儀¹⁶⁾而容易ニ御作略も相付兼候由、惣¹⁷⁾而ハ新製之品々者勿論、修理いたし様等も猶又被入御念、後年保方宜様無之而相叶間敷」として、武具方の管轄下に「製作方」を新しく建てそこで修理、製造などを行うという方針が検討されている¹⁸⁾。のち天保一四年には番方で新製五百目筒一三挺が製造され、一〇挺は深堀武具役へ、残三挺は武具方へ渡され、これ以後「段々新製御鑄立被仰出」と、大砲の製造が本格化しているが、すでに天保一〇年に新製筒の製造が取り上げられていたのである。

第7表 天保1・天保10年軍事関係費

		天保1	天保10
武具修理	正定	一貫	23貫
	銀銀	3貫	202貫
石火矢方	正定	1貫	4貫
	銀銀	1貫	2貫
船方	正定	5貫	168貫
	銀銀	9貫	59貫
	米	24石	133石
水軍調練諸入具	正定	一貫	4貫
	銀米	一石	15石
石火矢火通ニ付諸入具	正定	一貫	10貫
	銀銀	一貫	15貫
	米	一石	13石
計	正定	6貫	189貫
	銀銀	13貫	278貫
	米	24石	161石

「御物成并銀御遣方大目安」より

また天保一〇年には「船手御改正」が問題となり、「船方之儀も是迄之宿弊等被相改、御船々保方等之儀者勿論、修理新出来其外御損益等之筋、猶又綿密ニ

調子合相成、夫々屹度行届候様無之而不相叶」と、船方を船手から分離して独立した役局とすることになっている。¹⁵第7表は天保元年と天保一〇年の長崎警備以外の軍事関係支出をまとめたものであるが、天保一〇年が相当に増えており、中でも武器修理と船方が多くなっているのがわかる。

ところで佐賀藩では「御小物成諸納銀、専御国用御備之筋ニ付、御代々様御機密之御仕成ニ而御懸硯方江納銀被仰付」といい、また「抑も藩費は、内外共に、蔵入の物成十萬石の収入を以て目安を立て、支辨し、内庫の財源とせる小物成の収入は、軍国備へとなしてこゝに国家存亡の命脈を託する厳法あり」とあるように、小物成関係の収入は藩財政とは別の財源として「内庫」に懸硯方に納められ、「国用備」・「軍国備」に充てられてきた。したがって佐賀藩が軍事体制を強化しようとするとき、長崎警備・軍事力の増強を行うことはいうまでもないが、それとともに、「軍国備」の財源として懸硯方収入の確保を計ることもまた必要であった。

新藩主鍋島直正の襲封直後の天保元年九月に、「俵銭其外御小物成御取納筋、専御要用御備ニ相掛ル儀ニ候得者、以来右躰筋違之儀等不申上候様、殊御有米御遣合被仰出候半ニ而不被相好、猶又遂吟味候様旁々被仰出候」と、小物成収入を「御要用御備」以外に使用しない方針を打ち出した。そして翌一〇月から、文政八年以降行っていた小物成関係の収入は小物成方頭人が「内存」として「蔵納」することをやめ、それ以前のように懸硯方へ納めることにし、懸硯方の支出を始め懸硯方に関する事項については「我等一々可聞届事」と、藩主の直轄するところとなった。²⁰

こうして懸硯方への収納が強められ、天保三年には「御懸硯方金銀是迄ハ上々様進せられを始、御入用出方ニ相成殘金丈を御蔵納ニ成りしかと、専非常御備重之御主意ニ付、以来者先何程つゝか御蔵納をいたし、殘金ニ而諸事御入用ニ相用ゆべき旨御意なりけり」と、これまで懸硯方から御側関係その他の支出の残りを「蔵納」していたが、今後は「非常御備重之御主意」のため必要な額をまず蔵納し、その残りで懸硯方の諸支出を運営していくことにしており、懸硯方蔵納を優先しようとしている。またこの年には「専御国益を生候役筋」で、小物成収入の中で重要な比重を占める

山方の役人に有能なものを登用する方針を出しており、その中で「総而物産方等能水土之形勢を考え、仕立手入之致様夫々綿密ニ用工夫、永末無尽蔵之御国益相納候様無之而不相叶候」と、国産を興して国益を上げることが述べており、佐賀藩の幕末における積極的な殖産奨励はこの時から始まるといえよう。

天保九年になると「御軍用金御備之義ハ肝要之事なるも、是迄御備無之ニ付、此度御手許ニても漸々備玉ふべく、外向ニても可相備旨被仰出けり」と、「軍用金備」が取り上げられており、請役所へ「御軍用御蓄積之儀者別而大切之儀、就中長崎表御役向ニ付而者、急度被相備置候半而不叶ニ付、毎々御沙汰被為在、依之金銀米穀間何程充歟相定、以来年々相備候様」と達せられた。²⁴これは先述した天保七年の長崎砲台での大砲調練、翌八年のヨーロッパ製大砲購入の長崎奉行への申し込みなどにみられるような、長崎警備・軍事力増強にともなう軍用金備の必要が認識されたからである。つまり天保六年に始まる佐賀藩天保改革の中で、長崎警備の充実を目指して佐賀藩の軍事体制を確立しようとする方向があらわれてきているのである。

懸硯方から長崎警備強化のために支出された例として、天保から弘化にかけては天保一一年にオランダ製の伝馬船の製造に金一〇〇両²⁵、翌二一年に香焼島での五〇人二カ年間詰番仕組に金六〇〇両²⁶が出され、弘化元年と二年には江戸方遺料減金五〇〇両²⁷が長崎警備強化、大砲製造、「蘭書蘭筒」購入に充てられている。そして天保一二年からは懸硯方からの支出が銀一〇〇匁以上の場合にはすべて藩主へ届け出ることになり、懸硯方の支出は藩主の厳しい監視下に置かれることになった。また藩財政難が深刻な場合には、懸硯方から藩政府へ援助金が廻されていたが、懸硯方へ返納を義務づけられている「取替金」が前藩主時代に金一〇万両あった。天保一四年に御側から藩政府へ取替金の全額返済が無理なら一部分でも返済するよう督促されているのは、懸硯方収納の強化をはかろうとするあらわれである。

天保九年の軍用金備は効果を上げたらしく、弘化二年には「軍用金別段備」が行われ、「代始以来」の「諸般加節縮

聊令貯蓄」た金高と、オランダ国王使節の長崎渡来のため猶予された参勤交代料を、「軍旅一篇之備」として貯えた。これを「石蔵庫」納」といった。この時の参勤交代料は不明だが、交代料以外に二万四、五〇〇〇両を納めたという。この石蔵納は弘化三、嘉永元年にも行われているのが確認できる。

【註】

- (1) 以上、拙稿「幕末期における佐賀藩の軍制改革」(『香川大学教育学部研究報告』第一部四一号)。
- (2) 「地取」天保二年九月一八日条。
- (3) 「地取」天保三年七月二三日条。
- (4) 『公伝』第二編二二二ページ。
- (5) 「地取」天保八年九月二一日条。
- (6) 「地取」天保七年七月二二日条。
- (7) 「今般御仕組ニ付而申上相成候吟味書其外之控」。
- (8) 前掲拙稿「軍制改革」。
- (9) 『公伝』第二編二七八、二三八〇ページ。
- (10) 「地取」天保二年六月二二日条。
- (11) 『公伝』第二編二四二、二四三ページ。
- (12) 「請御意」(天保一〇年)。
- (13) 「請御意」(天保一〇年)。
- (14) 「地取」天保一四年二月二〇日条。
- (15) 「今般御仕組ニ付而申上相成候吟味書其外之控」。
- (16) 「地取」天保元年一〇月三日条。
- (17) 『公伝』第一編二八四ページ。
- (18) 「広渡手控抄録」。

佐賀藩天保改革に関する一考察

- (19) 多久市立図書館蔵多久家史料「御印帳并御手頭 御小物成所」。小物成方頭人の「内存蔵納」については拙稿「幕末期における佐賀藩の懸硯方」(『香川大学教育学部研究報告』第一部六〇号) 参照のこと。
- (20) 「鍋島夏雲内密手控」天保二年四月二一日条。
- (21) 「鍋島夏雲内密手控」天保三年四月条。
- (22) 「地取」天保三年七月一三日条。
- (23) 「鍋島夏雲内密手控」天保九年条。
- (24) 「地取」天保九年一月一七日条。
- (25) 「地取」天保一一年九月二七日条。
- (26) 「地取」天保一二年正月二九日条。
- (27) 「地取」弘化元年七月二四日条、同弘化二年一〇月二五日条。
- (28) 「地取」天保一二年四月六日条。
- (29) 「地取」天保一四年九月二一日条。
- (30) 「地取」弘化二年七月三日条。
- (31) 「鍋島夏雲内密手控」弘化二年六月条。
- (32) 「地取」弘化三年五月一四日条、同嘉永元年五月二〇日条。

三 在住代官体制の強化

佐賀藩の天保期の城下町・在市や農村の状況を示す史料を提示しよう。

一 一市中郷村困窮の根元(窮)者、商買筋(ツヅ)ニ有之、且貧富致懸隔、農工商共其産業力を尽事を得不申者勝ニ有之、殊ニ力ニ食之平民者其産業を勤め所得之銀米漸ク父母妻子之養育迄ニ候処、唯今之様子ニ而者利足加地子米等余比(ツヅ)之筋をも差出、其上諸色高価ニ而日用暮シ方必要之入費も、分限之所務外過分ニ出方多く、何分ニも相続出来兼、然処側ニハ大百姓有之、上田上畠(畠)ニ致耕作、或者過分之田地買多く下作差出、加地子米令取納、或者質屋酒屋呉服店其外、

様々商賈^{かむ}相兼、自分一手ニ世間の利潤を以て、銀米之權柄を自在いたし候強商有之、¹

商品經濟の發展にともなつて貧窮化していく町民や農民が出てくる一方では、「大百姓」・「強商」とよばれるものが出現してきていた。とくに農村における商品經濟の浸透は顕著なものがあつた。本百姓經營を維持できない多数の農民が存在していた。²

ところで、佐賀藩の特産物としては陶器があるだけでその他目立ったものはない。しかしこの天保期には国産品として領外へ移出するまでにはなっていないが、商品としての生産が高まってきていたのも事実である。たとえば伊万里近辺で始まった製塩に対して藩は天保二年に「塩仕組」を行つて塩を全て買い上げており、天保一〇年には山代郷での石炭にその移出を禁止して「石炭山一式御仕組」を実施している。文化末頃に藩は伊万里・山代地方で盛んになつた紙の生産の奨励に乗り出しており、天保一二年には「楮仕組」によつて楮の増植を行つている。また文政末頃佐賀藩東部の養父郡平田村の庄屋有馬庄兵衛は晒蠟の製造を行つており、天保一四年には藩は筑後田主丸から櫨苗の購入を行つている。このように農村における商品生産は相当に行われており、商品經濟もある程度發展していたといえよう。そして商品生産の發展を担つていたのは蠟製造に従事していた平田村庄屋有馬庄兵衛のように、おそらく村落上層の村役人層であつたと思われる。また有馬庄兵衛が小作料を徴収していたことから、かれらは村方中小地主としての性格も有していたといえよう。³

農村では商品經濟の發展の中で貧窮農民が多数出現し、貧富の格差が拡大していくという状況が生まれてきたが、これへの対応について「案書」は、「猥ニ相成居候工商之蠶相減、其者田畠ニ取付、貧農救起候工面」、「鄉村之儀者宿駅たり共、以来商家之戸数被相極、其余漸々取除ケ、工人之儀も成丈致減」農業專一ニと、つまり「猥」になつていく商品經濟を抑え、商品經濟に従事しているものを農耕專業化させようというのである。また代官の原五郎左衛門は「(農村へ商品經濟が浸透し)百姓分限不相成ニ入費有之候条、今一変衣裳之御定郷内諸商売之御手締有之度、其内場所ニ

依り八戸⁽⁷⁾其外通宿人馬運送之弁利⁽⁸⁾、自然と往古⁽⁹⁾賑と豪家数代連続いたし来候所ハ、中々ニ市中同様商売被差免候半⁽¹⁰⁾而ハ、却而手締付兼候条、其巨り得と御讃談相成候事⁽¹¹⁾、「前条御手締之内、米売買之商人酒屋質屋油屋等者、郷村盛衰ニ相掛候条、猶又巨細ニ仕組被相建度事⁽¹²⁾」と、農村における商品経済を否定してしまふことに慎重な意見を述べている。つまり農村に浸透した商品経済を否定し、農村から商業的要素を排除してしまふのではなく、商品経済の発展をある程度認めたと上で農村に悪影響を与えているいわゆる「猥」の商品経済を抑えようとしたのである。この基本的方針の上に「農商引分」政策が展開されていった。天保七年に「郷内仕組」として郷宿での店商売や触売の禁止、村方商人の否定、天保九年からは人別帳の作成、同一二年の農村商人の城下への移住などが行われた。

この農商引分の実施を担っていたのが農民支配の最先端にいる在任代官であった。在任代官が設置されたのは寛政一二年で、以後大庄屋に代つて代官の郷村居住による農民支配が行われた。そして天保以前において在任代官の重要な職掌が農商引分にあつたことは「宿駅の住民は、店を開いて飲食品及び行旅の需用品を商ふを許されたれども往還に外れたる村家は、開店商売するを禁ぜられたり。故に毎村民家の日用品は行商より供給せらるるのみなりき。此法を勵行するを農商引分と称へ、代官となりて民政を挙ぐる者の特に主要なる職務となしむたり⁽¹⁾」とあるとおりである。在任代官は始め七カ所に置かれたが、文化に入って佐賀・川副・白石・皿山・三根養父の五代官所となつた。天保初め頃には皿山・川副・市武・白石・上佐賀各代官所であつた。

天保五年に皿山を除く四カ所の代官の交代が行われた。これは「在任代官役之義、当秋迄二年限、又八年限不相満者も有之候得共、諸郷村格別御再興之御仕組被相立候付⁽²⁾」、「代官之義、當時之姿ハ、只御取納一辺之勤之様成行、如何之義ニ付、四ヶ所とも人柄撰玉ひ、屹度其仕組立玉ふべきニ付、其心得にて吟味可致旨外向江被仰出けり、右之末御主意通四ヶ所とも人柄被相撰、格段農政の御仕組⁽³⁾ニ者なりぬ⁽⁴⁾」とあるように、単なる代官の交代ではなく「郷村再興仕組」を代官を中心として行うためであつた。この時藩主鍋島直正から請役鍋島監物へこれからの代官のありかたとして、

第8表 新任在代官（天保5）

人名	代官所	前職
深堀門左衛門 石橋行馬 丹羽儀左衛門 大塚二左衛門	副市白上 武石佐賀	目付側役 相続方蔵方付役 請役付役

「地取」（天保5年7月20日条）より

叶、依之此度宿弊を改メ民俗を正シ古孝悌力田之風ニ復度、為代官尚又更張之急務寛猛之所宜を相考、教化禁令之道全ク行れ、不遠して奏績候様令存候間、其趣意差含端々迄行届候様、励精力相勤候様可申聞候也」と達した。

第8表はこの時の新代官を示したものである。かれらは目付・側役・相続方蔵方付役・請役付役の職にあつたように、藩政府・御側のいわば有能な中堅層であつたといえよう。このうち石橋行馬は「古賀藤馬は」因病不出、招石橋行馬原口太兵衛、至深話時事」と、改革派の中心人物である古賀藤馬（穀堂）と親密な関係にあつたのであり、おそらく他の三人も改革派と関係の深い人物だと思われる。こうして改革派は在任代官に改革派に近い人物を登用して、農村支配の再編成に乗り出したのである。

しかし佐賀藩ではこの在任代官に加えて郡方が置かれ、農村支配に関与していた。つま

り「郡務は佐嘉郡・神崎郡・三根養父二郡・杵島松浦彼杵三郡の四区に分ち、宗室国老より年々四人の頭人を命ず。其他小城郡は小城家、藤津郡は鹿島家、高来郡は諫早家の領地多きを以て、便宜之に委託し、即ち総て七郡区なり」とあるように、支藩家を始めとして親類・親類同格の最上級家臣が郡方に任ぜられていた。そして「御政事ニ相懸候義者郡方、雑務之筋者代官所手当」と、郡方が教化禁令の徹底、人別改めの実施などを行い、代官は主として年貢収納に当るという状態になつていた。いうまでもなく郡方と代官との間には職務上の上下関係はない。つまり佐賀藩の農村支配は郡方と代官の二系統から行われていた。したがって在任代官による農村支配を実現するためには、最上級家臣が任ぜられていた郡方の権限を否定することが必要であつた。改革派に近い有能な人材が代官になつたということ、改革派が農村支配の実権を握ろうとする上での第一歩であるとはいえても、これによって改革派が農村支配を強

力に実施していく体制ができたとはいえないのである。

天保八年に「今般御仕組之要目者、御家中市中郷村御取締之儀¹⁷而御家中市中之義者、最前御評決相成居」と、家中・市中の改革に手がつけられていた。家中については「御家中之儀在任不仕、當時在任罷在候者も不遠御城下引移候通之義者、委曲取前御吟味之次第有之」とあるように、郷村居住の在住家臣の城下への移住が取り上げられていた。市中については天保八年四月に方針が出され、これまで寺社方・宗門方・町方で二人の奉行が任せられていたのを、今後町奉行を一人おいて請役相談役より任じ寺社方・宗門方を兼ねることにした。そして町代官を二人おいて東西を相場とし在任代官同様に「御委任有之、一手々々¹⁸而取計¹⁹相成」こととした。そして「市中之宿弊相改、銘々産業²⁰在附遊惰之者無之様、専教導方重之義」が町代官の任務とされた。これから二月後に町奉行に請役相談役の井上孫之允、町代官に池田半九郎が任せられ、市中取締りの一つとして「市中諸職人在付」・「職株定」が実施されているのを確認できる。これは先述した「案書」で触れられていたことが実際に実施されたことを示している。

また翌九年早々に「戸籍調子」が川副代官所管内で実施された。これは「御領分中人別出入之義至²¹而重御法候処追年猥ニ相成、其上郷村之義商売方等勝手々々相宮候通相成、彼是打追之俵²²而者御取締其外御改正之基本難相立ニ付、人別竈数組合取結等之巨細御取調子相成、其上²³而一般職業在付候義等御吟味相成方可有之哉」とあるように、川副代官所だけでなく全領内へ人別調査を行おうとしたのであり、この上に立って「一般職業在付」を実施しようとしていた。

以上の、家中・市中の改革や人別調査にみられるように、天保八年に入った頃より全領内にわたる改革が実施され始めている。つまり天保六年の二ノ丸焼失を契機として改革派が藩権力を握って天保改革が始まり、天保八年から改革の具体的政策が打ち出されてきたのである。そして農村に対して取られた方針が、在任代官による一元的な農村支配の体制強化であった。

当時の郡方と代官による農村支配の実態を示す次の史料を提示しよう。

郷村之盛衰者御政雜之台躰^ニ而、專在任代官并郡方ニ相懸義ニ候処、追年風俗悪敷遊惰之者多く、弥増及零落及離散候者も多々有之由、勿論其筋も田居付其外御救助等品々有之義候得共、一果之儀^ニ而振立候通無之、何れ教化禁令急度行届、根元之習弊も相改候通無之^ニ而者其詮不相立、然処代官之儀郷中御委任之事^ニ者候得共、已前会所代官之宿習打追来候故歟、農事之上り御取納筋を重ニ取計、教化等之場ニおるてハ差迄精密ニ無之、郡方之儀御印帳之旨も有之候得共、郷内大一躰之所代官支配之場^ニ、傍ら付役下郡代已下^ニ而教化禁令何分有之候共、迎も可行届様無之、……惣而是迄之処御政事ニ相懸候義者郡方、雑務之筋者代官所手当之様有之候得共、曾而其格^ニも無之。双方ニ相混手々ニ取計有之候処も、手数等多繁ニ相成、打追両役相並居候^ニ而者、郷内難渋者不及申、御政雜共不相立義^ニ候、郡方と代官の二系統の農民支配によって農政が混乱していることが指摘されている。

この農民支配体制を建て直すため天保八年三月に、「郡方之義古範も相残、御趣意之次第も可有之義^ニ者候得共、当節御創業之楯を以、請役所江御打寄ニ相成、向々之手配者代官江被相付、手数事等簡易被相改、郷内公役其外難渋筋尚又薄らき候様御手を被付方ニ可有之」と、各郡毎に置かれていた郡方は廃止して請役所に寄せ、請役所内に新たに郡方を置き、実際の農村支配は在任代官が全て行うことにした。そして次の基本方針が決められた。

- 一 請役所内に置かれる郡方は「請役所持^ニ而請役相談役御蔵方頭人ら其筋兼帯」とする。
- 一 在任代官は「是迄者御相統方蔵方配下候得共、教化禁令等重ニ取計相成義ニ付^ニ而者、請役所ら直ニ御指図」する。但し「農政之筋者打追之通御蔵方より差引」する。
- 一 在任代官の数は「是迄之人数^ニ而者行届間敷ニ付、今又三四人程被相増、詰所切又懸り場所も広狭平均割替」をする。

一 「(街道筋に関する) 諸通路之儀一躰者抱夫方持前候得共、是迄郡方ら整来候筋者代官所持」とする。

一 在任代官以外に「両人程余慶ニ被仰付、会所内杯ニ見計役所被相建、日勤被仰付、諸筋之御用扱又詰所ら之達事、

或者御裁許申渡諸通路其外爰許^二而之手当事一切取扱^一いをする。

従来の郡方廃止と請役所内への郡方の設置、新郡方の請役相談役蔵方頭人の兼任、在住代官を請役所の指揮下に置くこと、代官所機構の整備などであり、ここに、これまでの郡方の職常を移した請役所の指揮の下に在住代官の権限を強化していこうとしているのを見ることが出来る。

この郡方の「請役受持」・在住代官の権限強化は、大配分たる私領主がこれまで持っていた郡方としての権限を失うのみならず、在住代官が私領内の農村の教化禁令を取り扱うのであるから、私領主の知行地内についても本藩の任命した代官がその権限を行使するわけである。私領主にとっては年貢徴収権は持っていても知行地内の農民の教化禁令等の支配は本藩の支配が及ぶことになるのであり、これは私領主の知行権の、本藩侵害を意味していた。したがってこの大配分郡方廃止の方針には大配分の抵抗があったと思われ、翌九年二月頃「郷内御仕組ニ付郡方役筋等御改革之一通取前御吟味之次第有之」と郡方の請役所受持が「郡方役筋等御改革」となっていることや、前年に代官の受持とされた「諸通路之義」が「先以打追之通」とされていること²⁶から考えると、この頃に撤回されたと推測される。この撤回の理由は「郡方御改正之義委曲取前評決之次第有之候得共、右役筋之義御国之初已来数百年被相行来候ニ付、全躰^レ被相省候通^ニ者難被仰付、役名^者相存候様今又被仰出候ニ付、猶又遂吟味候処、一躰郡方可被相省吟味之根元^者、是迄郷村御手当向其外郡方在住代官両役^ニ而相整候ニ付、色々差支候義^者勿論、御政教も届兼候ニ付右之次第候得共、古範之旨モ有之、全御省切と申義難被御取計」と、「古範之旨」という点にあった。

こうして大配分郡方は存続することになったが、「一体代官之儀^者民間之事情ニ致熟察、諸手当相施候通之御趣意^ニ而、在住をも被仰付置候付、此節猶又人数被相増、郷内ニ相懸候教化禁令、代官一手^ニ而取計候様²⁸」との方針が出され、天保九年八月に郡方存続を認めた上での「郡方代官動向之筋」が出されたが、その重要項目は次のとおりである。²⁹

一 郡方之儀神崎三根養父之義^者被相奇、其外^者打追之通被仰付儀候、尤教化禁令又^者公事訴訟調子^者、其外諸筋呼出^者

等之義者、一切代官手当相成候様、

付郷内の差出候諸願又者出訴等、是迄者郡方代官所間勝手々々願出来候得共、以来者代官所一筋に相願、郡方之儀者取次不相成様、

一郡方之儀非常取締警衛等儲又諸通路之儀是迄之通請持手当相成候様、

一代官掛り是迄之通に広莫有之候而ハ、諸事難行届に付代官人数被相増、且助役共数人被仰付儀候、尤諸呼出者其外諸筋の之触達事等、懸り々々代官に直向手当相成候而者遠方届兼候に付、会所内へ代官役被相建、在住其外別に平日日

勤之代官被仰付候に付、諸筋の之御用扱又銘々詰所の之達事、或者御裁許申渡其外諸事請次向々之運相付候様、

一前条之通御改正相成候に付、代官所之義懸り内広狭見計を以、左之通被相極儀に候、尤手の其外役人数之儀者、追々

調子被相極儀に候事、

打追之場所

市武

神崎
打追之場所

川副

与賀
打追之場所

上佐嘉

模辺田
打追之場所

白石

皿山

一是迄郡方付役の廻村、御錠読聞セ其外相整来候得共、以来者御領中一般其懸り代官の右之取計相成候様之事、

一前断之通代官手当向相増候処、其内懸隔候大遠方之場所掛々に而行届間敷に付、代官出張役所被相建候条、兼而者助

佐賀藩天保改革に関する一考察

役之人々を罷越万端代官申談、御趣意之次第者不能申、諸呼出もの其外一切手当事等無遅滞通、夫々取計相成候様、

一 井樋角代貫銀或者札馬飼料通路方炬薪方坪石代銀反米取立其外之儀、御蔵入之分者代官所^ニ而手当相成、大配分之義者私領方^ニ而取立、其上^ニ而懸り代官所^ヲ取束、郷方納其外夫々相整候様之事、

一 諸通路之儀、郡方抱夫方立会^ニ而相整来候筋、且又郡方存^ニ寄夫其外請私相整来候筋等、又者公儀御用物才領躰一切是迄致来^レ之通相整候様之事、

第9表 天保9年の代官一覧

代官所	代官	前職
会所代官	本告作右衛門	蔵方付役
市武代官	石隈徳太夫	書上方
神崎代官	小柳忠兵衛	学館教諭
川副代官	洪六郎兵衛	
上佐嘉代官	沢辺六左衛門	
与賀代官	原五郎左衛門	町代官
横田田代官	執行五郎左衛門	市武代官
白石代官	入江善兵衛	
皿山代官	丹羽久左衛門	

「地取」(天保9年8月16日条)・「郡方御改正一件控」より

郡方は神崎・三根・養父を一つにまとめる以外はこれまでどおり佐賀・杵島・小城・藤津・東西高来各郡に大配分私領主や支藩藩主が任ぜられることになり、「非常取締警衛等諸又諸通路之義」はこれまでどおり郡方の職掌とされたが、「教化禁令又者公事訴訟調子者、其外諸筋呼出者等之義者一切代官手当相成」ことになり、「郷村^ヲ差出候諸願又者出訴等」、「郡方付役^ヲ廻村御掟読聞^セ其外」は在任代官の管轄となった。そして代官所の三方所増設、出張代官所の創設、城下の会所代官の設置などが決められている。大配分郡方が存続したことは、「在任代官一手支配」に対する門閥層の抵抗が根強かつたのをうかがわせるが、郡方の権限が縮小され在任代官の権限が拡大しているのも事実であり、頭初目指した在任代官の権限を強化しようとした意図は貫徹している。ここに改革派は農村支配の最先端にいる在任代官の体制強化に成功し、農村支配を請役所へ集権化^ニ一元化する^ニことを一応達成したといえよう。

第10表 天保9年の在住代官所

	管轄地域	地米
市武代官所	養父郡・三根郡	25,060 (蔵入9,810・大小配分15,250)
神崎代官所	上東郷・上西郷・神崎下郷・神崎西郷・両山内・古瀬郷	40,415 (蔵入8,490・大小配分31,925)
川副代官所	川副上郷・同下郷・同東郷	23,750石 (蔵入22,700・大小配分1,050)
上佐嘉代官所	佐嘉山内・上佐嘉上下・中佐嘉・鍋島・晴気郷・三ヶ月郷・五百丁郷・南郷・東郷・西郷・山内・佐保川島郷・北郷	50,212石 (蔵入19,092・大小配分31,120)
与賀代官所	本庄郷・与賀上下・嘉瀬郷・新庄郷・大保郷・平吉郷	39,383石 (蔵入27,390・大小配分11,993)
横辺田代官所	横辺田東郷・同西郷・同下郷・六角郷・多久郷・須古郷・藤津・鹿島・塩田・能込郷	43,850石 (蔵入21,360・大小配分22,490)
白石代官所	秀郷・中郷・南郷・山西郷・七浦郷・諫早郷・藤津西分・三法瀉郷・下西八郷・神代・深堀	54,730石 (蔵入24,160・大小配分30,570)

「郡方御改正一件控」より

在住代官所は八カ所、会所代官所一カ所が置かれたが、代官に任せられたものの中には蔵方付役や町代官、学館教諭であったものがいたが(第9表)、「代官には学館の最も優秀なる人物を選びて挙用せられ、一書生に対して郷内に係る教化禁令を委任せしめ、彼等をして助役と共に其任所に在任して民政の衝に当らしめられたり」といわれるように、改革派の掌握下にある藩校弘道館出身の人材を登用している。皿山代官所を除いて各在住代官所の管轄地域の再編が行われた。第10表はその内容である。表中の地米はほぼ物成米と考えてよい。皿山代官所の管轄地域の地米が明らかでないが、これを除いて白石代官所の五万四七三〇石が最も多い。いうまでもなく管轄地域は表中に「大小配分」とあるように、大配分・小配分の地方知行地も含んでいる。これは、

先にも述べたように大配分の知行地はいうまでもなく、小配分の中層以下の家臣の地方知行地も在任代官の権限下に置かれたことを示している。

ところで小城郡の郡方である支藩小城藩の小城鍋島家は、「公事訴訟調子者を初万事両端ニ相跨」ているのは、「専御蔵入郷村之儀」であるとし、「此節御改正ニ而郡方勤向之内、過半御引上代官支配相成候^而者、於内輪彼是差支、向々私領方支配行届兼候通ニも可移行歟と、甚以当惑之參掛ニ御座候」と、在任代官の権限強化は私領内の農民支配を不十分なものにするという。そして先の引用史料にあった反米は大配分については「私領方(郡方)」から取り立て懸り代官所へ納めることにしていたのを改めて、大・小庄屋から直接代官所へ納めるように変ったが、この反米徴収の代官支配は、「迷惑之詛ニ相移、兼而零落之在所柄^而、百姓共難涉相及候儀も可有之哉」、また諸商売株・旅出日切手願・旅人滞在願などこれまで郡方へ願ひ出していたのが「郷町方代官へ直ニ願出」ることは、「私領中之者共勝手自便ニ相成」、「自然と支配締括も行届兼」などの理由から、「小城郡中ニ有之候御蔵入之儀者不及申、大小配分之儀迎も兎も角も、何卒私領之分ハ打追之通諸手数万端郡方付役立入候^而、取締相成候様被仰付度」と、小城支藩領内については在任代官の権限が及ばないようにし郡方付役がその職掌を果すようにすることを願ひ出ている。その後小城郡方内に「私領代官」を設置し、これまで郡方で取り扱ってきた職掌は全てこの私領代官が処理して在任代官所へ取り継ぐこと、代官所からの私領の市中郷村への「諸手当向一般」は私領代官へ通達し、私領代官から「手当」をすること、「御条目読渡其外」のことで在任代官が廻村する時は私領代官が付き添うことなどを申し出ている。しかしこれらの小城鍋島家の要望は受け入れられなかったようである。ここに在任代官の権限強化に抵抗している私領主の姿を見ることができよう。

なお会所代官所は「御裁評被仰渡御書付之儀、御蔵入ハ勿論大小配分たり共、是迄人懸り々々郡方へ相渡来候分者、一切会所代官へ被相渡候^也」とあるように、これまで郡方へ達せられていた事項を会所代官所が取り扱ったが、このほか藩庁からの在任代官への通達や在任代官からの報告や通達などを処理した。のち天保一〇年八月に「郡方御改正ニ

付、会所内江代官出張役所被相建、在住外日勤之代官助役等被仰付、諸筋より之御用楮又在住之違事等請繼相成候様被仰付置候得共、手数等二重相成候義有之、其外手を込却而御用弁相成兼候」として、会所代官所は廃止され、在住代官出勤所を蔵方の中へ建て、各在住代官の助役を一人ずつこへ詰めさせ、従来の会所代官所の役割を果すこととした。³⁴

以上述べてきた在住代官体制の強化は、農村支配を強化することを目指しており、農村における農商引分を実現することによって、本百姓体制の再編成を行おうとしたものであった。天保一二年に与賀代官懸りで「近年諸商売之様猥ニ相成、市中郷村之支相成候ニ付、先以精町村商人市中引移」と、まず精町村の商人を三年の間に城下町へ移すことにしている。この村居住商人の城下移住は精町村だけではなく、「与賀懸郷村津内引移候ものも有之候ハ、いつれと歟難渋ニ不相及様、至其節ニ代官所取計可申事」とあるように、与賀代官所管内で広く行うことが計画されていた。かかる村居住商人の城下移住という例にみられるような農商分離を徹底的に実施するためにも在住代官体制の強化が必要であった。のち天保一三年には「今般御仕組両御山方御新地方御取納筋其外、其懸り々々代官取計候様、尤御取納銀米之儀是迄之通御小物成所相納候様」と、御側の管轄下にある山方・里山方・新地方が在住代官の管轄となり、在住代官の管轄地の拡大も行われている。³⁵しかし大配分郡方の廃止は嘉永四年までまたなければならなかった。³⁶

【註】

(1) 「案書」(写)。この史料は藩庁への建白書と思われるが年代は不明である。その内容は農村における商業的要素の抑制、農民の持高を一定にする「限田均田」、市中における商売の制限、農村への人返しと戸籍帳の作成などを具体的に述べているが、これらの意見は天保改革の中で多くが実施されている。この意味で「案書」は天保改革における農村・市中対策の基本政策を指摘しているといえよう。

佐賀藩大保改革に関する一考察

- (2) 前掲拙稿「大保改革」。
- (3) 以上、右同。
- (4) 「へが般御仕組ニ付而申上相成候吟味書其外之控」。
- (5) 詳細は前掲拙稿「大保改革」。
- (4) 池田史郎「佐賀藩大庄屋整理について」(『西日本史学会創立十周年記念論文集』)。
- (7) 『公伝』第二編一四七ページ。
- (8) 『公伝』第一編一〇三ページ。
- (9) 「地取」天保五年七月二〇日条。
- (10) 拙稿「佐賀藩大保改革の問題点」(『史淵』第一〇〇輯)では代官交代は実際には行われなかったらしいと述べたが、本文のように訂正したい。
- (11) 「地取」天保五年七月二〇日条。
- (10) 「鍋島夏雲内密手控」天保五年七月条。
- (13) 「地取」天保五年七月二八日条、「留書」。
- (14) 『公伝』第二編四一ページ。
- (15) 『公伝』第一編七二〜七三ページ。
- (16) 「請御意」(天保九年)。
右同。
- (17) 右同。
- (18) 「請御意」(天保八年)。
以上、右同。
- (19) 以上、右同。
- (20) 「地取」天保八年六月二〇日条。
- (21) 「請御意」(天保一〇年)。
- (22) 「請御意」(天保九年)。
右同。
- (23) 右同。
- (24) 右同。

(25) 右同。

(26) 右同。天保八年八月に藩主の裁可した皿山地方に関する史料の中に「此節御改革之儀代官一手ニ相任」とあり、この頃はまだ郡方廃止の方針が取られていた（天保八年「請御意」）。

(27) 右同。

(28) 「地取」天保九年七月二十九日条。

(29) 佐賀大学附属図書館蔵小城文庫「郡方御改正一件控」、「今般御改正ニ付代官人数増達帳」。

(30) 『公伝』第二編三九〇～三九一ページ。

(31) 反米とは地米に対する高懸物で、地米一石につき五升を納めるもので、大・小配分地の場合には地米一石につき三升を藩へ納めた（『佐賀県史』中巻一二二ページ～一二三ページ）。

(32) 以上、「郡方御改正一件控」。

(33) 右同。

(34) 「請御意」（天保一〇年）。

(35) 「請御意御聞届」（天保一二年）。精町村からの城下移住に関して「池田私記」（天保一二年閏正月二〇日条）に次のようにある。

一精町江商人細工人等不能在給人、且御徒商売不仕役方相勤候足輕、且倍臣致住居候様、左候而是迄罷在候者市中引移候者ニハ、夫々町方々手副相整候様、且又引移候迄打追商売相宮候者義者、商売品に応し追引移候節之補用、日々積金いたし候通被仰付候事、

(36) 「地取」天保一三年七月一六日条。

(37) のち安政四年に殖産奨励が在任代官の職掌とされている（『公伝』第四編四二三ページ）。

(38) 「地取」嘉永四年八月二日条。

結びにかえて

以上述べてきたほかに、本稿では触れえなかったが、佐賀藩天保改革の重点の一つである藩財政の再建の問題があ

る。二ノ丸焼失後の天保六年度から三年間諸遺料等の二割削減を実施し、期限後にはさらにこれを三年間延長して支出を抑制していることは先述したが、また借銀整理も二ノ丸焼失後まず大坂から手が付けられている。そして天保一〇年の藩財政の状態をみると、有米遺合の方針を貫徹させようとしているが、十分にその効果を上げることができないというのが実情であった。しかしこの頃には借銀整理もある程度進み、天保一一年には江戸で銀六三〇貫、大坂九三二貫、長崎五八貫、国元九一貫の計一七一〇貫を返済することになっている。天保一〇年以降の借銀出納をみると、天保一〇年の借銀納が銀一万五〇八〇貫、借銀払は一万五〇〇〇貫であったのが以後天保一四年には借銀納が五四二八貫、借銀払が六九二貫と減少していき、翌弘化元年には借銀納が二六〇貫、借銀払が四一六貫に急減している。これは借銀整理の効果のあらわれであり、藩財政難も解決の方向へ向ったと思われる。

その後天保一三年五月に貧窮農民の救済をめぐる、仕組所のメンバーが処分され、請役相談役井上孫之允、同成松万兵衛、請役相談役格中村彦之允が罷免され、請役付役の田中半右衛門が請役相談役格、側目付永山十兵衛が請役相談役格、御側年寄役鍋島市佑が請役所重出勤諸事申談、側目付丹羽久左衛門が蔵方出勤頭人付役諸事申談を命じられた。御側役の改革派が藩政府の行政機構に進出してきており、請役所を核として藩政府と御側の改革派の一体化が実現したといえる。すでにこのような方向は天保一一年に出ており、「今般御仕組筋相整候儀も於請役所吟味候様」と仕組所が請役所の管轄下に入れられ、仕組所メンバーの側頭、側目付らは請役所へ出勤することが決まっていた。

かかる請役所体制強化の下に「家中郷村之困窮言語に絶し候由、……今般諸向令改正……国家永久之基本相立候様」との方針が出され、「今般御仕組ニ付請役所其外御減人等」が実施され、「行政機構の簡素化及びこれにとまなう支出抑制が計られた。また貧窮農民の救済は急だったらしく、天保一三年七月に「郷内再興用」として米六五三〇石、正金三万二二〇〇両が出されている。そして同年暮に、「御家中之義諸返上銀米并身上致分過、其上銀米不融通等^②而極々及難渋、間ニハ武器類之用意も不行届向も有之哉ニ相聞」、^③「御家中之義追年及困迫、就中中小祿之面々ハ日用も凌兼候

由」¹⁰と当時困窮が甚だしかった家臣団を始めとして、困窮化している農民・町人らの救済のために「相對借財」の「利留十五ヶ年賦」が取られた。家臣へはこのほか藩の貸付金支払の一〇カ年延期、祠堂銀貸付の元金利金の削減、雑用銀貸付の「元利共指捨」、寺社方・町方貸付の「利留延長」が行われた。¹¹

この時同時に「御蔵入郷々借財等形付之義ハ於代官所別段被相達」とされ、「代官中存寄之次第於御仕組所御議談相成」¹²った結果、蔵入地農村には「借銀并加地子米」の一〇カ年間支払猶予が決定され、「諸返上銀米一切出切」つまり藩貸付金の返済免除も行われた。¹³したがって加地子猶予は「借銀并加地子米」猶予の一部であり、家臣の町人や蔵入地以外の農民らの「相對借財利留十五ヶ年賦」と同様に、困窮化している蔵入地農民の救済策であった。そしてこれは改革派が目指していた農商分離による農村再建と不可分の関係にあり、商品経済の農村浸透によって貧窮化していく農民の救済を通じて、農商分離を効果あらしめようとしたのであり、農商分離の政策の一環であったといえよう。

また加地子猶予の実施については、諫早代官所では弘化三年に加地子受納者の調査を行って加地子受納の禁止を命じており、鍋島代官所は同じく弘化三年に天保一三年の加地子猶予令の確認をしている状態であり、また皿山代官所では天保一四年八月からしかも五年間加地子米を三分の一に軽減して行われており、加地子猶予が完全に実施されるのは弘化四年からのことである。¹⁴つまりこれらのことは天保一三年一二月に一斉に加地子猶予が行われていないことを示しているものであり、加地子猶予の全蔵入地への貫徹の程度が問題となってくるのである。

天保一三年五月に、請役所を中心とする藩政府と御側の改革派が一体化したことは、改革派の握る藩権力の集中・強化という点で注目すべきであるが、その後出された政策として確認できるのは、先述した役人削減、家臣・農民・町人の救済であり、弘化に入ると元年に江戸方遺料の削減分五〇〇〇〇両が大砲製造等藩政府の軍事力増強に廻されていること、¹⁵翌二年に「軍用別段備」¹⁶「石蔵納」¹⁷が行われていること、弘化三年に「農商引分」仕組が取り上げられていること¹⁸などがあるが、いずれも天保六年から一〇年にかけて出された諸政策と関連をもつものであり、新しい政

策が実施されたように思われない。

かかる点から、佐賀藩の天保改革は二ノ丸焼失によって改革派が藩権力を掌握した天保六年五月に始まり、具体的改革は天保八年から天保一〇年にかけて実施されるか基本的方針が出されているのであり、天保六年から一〇年までの五年間を佐賀藩天保改革の重要な時期として把握することができる。そしてこの改革の背景には、江戸藩邸の支出増大を中心とする極度の藩財政難、商品経済の農村浸透による貧窮農民の増加にともなう本百姓体制の動揺、長崎警備増強の緊急性などの、佐賀藩体制の危機的状况があった。

かかる状況の中で改革派が目指したのは、請役所を中心とした藩権力機構の集中・一元化を行い、徹底した緊縮財政と藩債の整理によって藩財政を再建し、在任代官体制の強化に基づく農商分離の徹底とその一環としての借銀・加地子米猶予による本百姓の再編などであり、これらは佐賀藩体制の再編・強化そのものを狙っており、そこには封建領主的理念が貫ぬかれていた。ただし長崎警備強化や洋式鉄砲への関心、軍用金備にみられる軍事力増強への志向が表われている点、農商分離において農村における商品経済そのものを全く否定したのではなく、農業経営を破壊しない範囲内の商品経済の発展を容認しようとしている点には注意しておかなければならないであろう。軍事力増強への志向は長崎警備体制の本格的強化、商品経済発展への対処は国産方・代品方による積極的国産奨励へと、嘉永期以降の佐賀藩政の重要な政策へと連なっていくのである。

【註】

- (1) 前掲拙稿「天保改革」。
- (2) 芝原拓目『明治維新の権力著盤』二四・二五ページ所載の「御蔵方総収支と内借銀出納」表より。
- (3) 「地取」天保一三年五月四日・同二四日条。
- (4) 天保一三年八月に側目付永山十兵衛・丹羽久左衛門が目付兼帯、目付の中島太郎左衛門・渡辺善太夫が側目付兼帯となっ

ているのは「地取」天保一三年八月五日条、藩政府・御側の二元的行政機構の一元化をも行おうとしているといえるのではないか。

(5) 「地取」天保一一年八月二九日条。

(6) 「地取」天保一三年六月一六日条。なお天保一三年五月以後の佐賀藩政の動きは、幕府の天保改革と何らかの関係があったのではないかと思われるが、詳細は明らかでない。

(7) 「地取」天保一三年六月一四日条。

(8) 「地取」天保一三年七月一九日条。「郷村御取締之達帳」。

(9) 前出多久家史料「役所日記」天保一三年七月朔日条。

(10) 右同、天保一三年二月五日条。

(11) 右同。

(12) 右同。

(13) 「今般御仕組ニ付而申上相成候吟味書其外之控」。

(14) 前出『旧佐賀藩の均田制度』七二ページ。

(15) 前掲拙稿「天保改革の問題点」。

(16) 「仰出書付一通」。

(17) 拙稿「幕末期における佐賀藩の懸硯方」『香川大学教育学部研究報告』第一部第六〇号。

(18) 九州文化史研究所蔵小城家史料「佐嘉諸達并触達」九。

〔付記〕 本稿を成すにあたり、佐賀県立図書館・多久市立図書館・九州大学九州文化史研究所・佐賀大学附属図書館に大変お世話になった。厚くお礼を申し上げます。